

つくば市監査公表第8号

平成29年8月9日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

第2 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

平成29年4月6日から平成29年8月1日まで

第4 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくばウェルネスパーク条例第12条第1項の規定に基づき公の施設の管理運営に関する業務を行っているもの

- 1 公の施設 つくばウェルネスパーク
- 2 所管部課 市民部スポーツ振興課
- 3 指定管理者 T.P.Hウェルネス推進グループ

第5 監査等対象の事項及び範囲

平成28年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第6 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領収書類の整備，保存は適正か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規定，経理規定等の諸規定は整備されているか。

第7 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 つくばウェルネスパーク
- 2 指定管理者名 T.P.Hウェルネス推進グループ
- 3 議会の議決 平成27年12月16日 つくば市議会定例会
- 4 指定管理者の指定 平成27年12月28日（告示日）
- 5 協定の締結 平成28年3月23日（基本協定）
- 6 指定管理期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日（3年間）
- 7 指定管理料 平成28年度 69,700,000円

第8 業務の範囲

- 1 ウェルネスパーク条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する事
- 2 利用許可に関する事
- 3 利用料金の徴収に関する事
- 4 利用者に対する利用許可の取消し，利用の制限及び停止並びに退去命令に関する事
- 5 来園者に対する退去命令に関する事

- 6 施設等の維持管理に関すること
- 7 その他前各号に掲げる業務を行うにつき必要な行為をすること

第9 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿っておおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、注意事項及び要望事項については、下記のとおりであるので、適切な対応を検討され、適正な事務の執行に努められたい。

1 注意事項

(所管課・団体)

- (1) 部門長会議については、必要なときに行っているとのことであるが、記録簿もなく、市担当職員の出席もない状態である。3団体による運営をしているため、連携が十分でなく、情報の共有が図りにくいように見受けられる。今後は、月1回の定期的な会議を開催し、部門の長だけでなく、市担当職員の出席を原則とし、記録簿の作成、情報共有体制の強化及び早期の課題解決に努め、「元気で健康になる施設」、「行くとうれしくなる施設」の実現に向けたより一層の取組を着実に実施されたい。

2 要望事項

(所管課・団体)

- (1) ヘルスプラザとサッカー場の利用者は、前年度より大幅に減少となっている。この原因は中心市街地にスポーツ施設ができたことで、利用者が減少していると考えられる。しかし、比較的年齢の高い方の利用者は増加している

ことから、年齢の高い方の利用者に特化した自主事業やお風呂だけでも利用できるような料金体制に整えるなど、弾力的な運営について市担当者と協議検討し、施設利用者の確保に努められたい。

また、自主事業の更なる充実などによる収益の確保に努め、繰越利益剰余金（損失分）の解消に寄与することを期待する。